

令和6年11月20日
環境局資源循環推進課

産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行ったのでお知らせします。

記

事業者の住所及び名称	新潟県新発田市島潟1132番地1 株式会社 本間建材（代表取締役：本間 克成）
許可の種類	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	01501012845（産業廃棄物収集運搬業）
許可年月日	令和6年2月19日（産業廃棄物収集運搬業）
事業の範囲	・事業の区分 収集・運搬（積替え・保管を除く。） ・産業廃棄物の種類 汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃プラスチック類、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可取り消し（令和6年11月20日）
処分の理由	当該法人は、令和6年9月17日に新潟地方裁判所新発田支部において、破産手続の開始が決定された。 これにより、当該法人は法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロ（欠格要件：破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当するに至ったため。

本件についてのお問い合わせ先
産業廃棄物係 高橋
（直通）025-280-5161（内線）2504